

税務相談室

平成22年度の税制改正

民主党鳩山政権による平成22年度の税制関連法案は去る3月24日の国会で原案どおり可決・成立しました。今回は国税関係の改正項目の中から、オーナーに関係ありそうな部分を紹介します。

 「こども手当」と見返りに「扶養控除」が縮減されました。

創設された「こども手当」は非課税になります。その代わり「扶養控除」が次のとおり縮減されました。《表1》この改正は平成23年度分から実施されます。

《表1》 所得税の扶養控除

年齢	改正前	改正後
～15才	38万円	廃止
16～18才	65万円	38万円
18～22才	65万円	65万円

 生命保険料控除が見直されました。

① 平成24年以後に締結する保険契約(新契約)について

所得税の生命保険料控除限度額 《表2》

契約の締結時期	一般生命保険	個人年金保険	介護医療保険	合計限度額
① 新契約(H24年～)	4万円	4万円	4万円	12万円
② 旧契約(~H23年)	※5万円	※5万円	-	10万円

※ 旧契約と新契約両方の適用を受けるときは4万円が限度

「介護医療保険料控除」が新設されました。その結果として新契約による保険は3つに分類され、一般の生命保険、個人年金保険、介護医療保険にそれぞれについて4万円の控除限度が設けられました。

② 平成23年以前の保険契約(旧契約)については、従来どおり、一般の生命保険、個人年金保険のそれぞれについて、5万円の控除限度額を使うことができます。《表2》

 少額上場株式等の配当及び譲渡益を非課税とするために特別口座が創設されます。

上場株式等の配当・譲渡益については現在10%の税率で課税されていますが、平成24年からは20%の本則に戻ります。この移行に併せて、次の非課税口座を設けて、次の非課税口座を設けて、その口座内にある少額上場株式等の配当及び譲渡所得を非課税とする措置が講じられました。《右下一覧》

 消費税の還付ができなくなりまし。

賃貸マンションを新たに取得したときなどに、従来はマンションに課された消費税の還付を受けることができました。相談室でも数多くのオーナー様にそのお手伝いをさせていただきましたが、今回の改正によりできなくなりました。もっとも、貸事務所など

1. 非課税投資額: 毎年(平成24～26年)の新規投資額でそれぞれ100万円以下の金額(未使用枠の翌年以降繰越不可)
2. 非課税枠: 最大300万円(100万円×3年間)
3. 保有期間: 最長10年間、途中売却は自由(但し、売却部分の枠は再利用不可)
4. 口座開設数: 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設も可)
5. 開設者: 居住者等(その年1月1日において満20歳以上である人)
6. 口座開設期間: 平成24年から平成26年までの3年間

 住宅取得資金の贈与税の特例(非課税枠)が拡大されました。

親や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合、所得が2千万円以下であることが条件に、これまで贈与税の非課税枠(5百万円の特別控除)が設けられていました。今回の改正で、景気刺激のための時限措置として、この非課税枠が1千5百万円(平成22年中の贈与)、あるいは、1千万円(平成23年中に贈与)に拡大されました。

この特別控除を使った贈与は、「相続時精算課税制度(非課税枠2千5百万円)」とは違って、相続税の課税対象になりませんので、相続税対策として有効です。この改正は本年1月1日に遡って適用されます。

ハッピーハウス税務相談室
 税理士 坂西 史也
 電話 09(2)(562)(9510)